

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第35回 国選弁護人と法律扶助

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中みどり (47期)

1 近代刑事訴訟のメルクマールは、「自由と独立を保障されている刑事弁護人が存在する否か」であるとされている。

2 日本国憲法の制定は、刑事弁護制度、とりわけ国選弁護人制度に根本的な変革をもたらした。それまでも官選弁護人制度はあったが、被疑者・被告人は刑事手続きにおける客体としての地位しかなく、弁護活動も、裁判所の糾問的追及の過程において被告人に不当な処罰が加えられないように監視をするという消極的側面に比重があった。

しかし、新憲法のもとでは、被疑者・被告人も主体としての立場が保障されたし、弁護人も、裁判官や検察官から独立した地位を認められ、被疑者・被告人に手続上許容される正当な権利を積極的に行使し、実質的当事者主義の実現を目指すことになる。

3 被告人の弁護人依頼権は憲法上の保障にまで高められたが、国選弁護人制度が維持できているのも、弁護士会や各弁護士が被告人の利益のために奉仕的に犠牲的努力を払ってきた側面も大きい。

刑事訴訟法38条2項では、国選弁護人は「旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる」と規定し、最高裁規則で最高額が決められている。しかし、経済情勢と比較しても極めて低廉であったため、当会は、昭和50年度に、日弁連に対し、「国選弁護報酬増額に関する意見書」を提出した。

現行の(中略)報酬額をもってしては、憲法の保障する被告人のための実質的弁護の実を挙げないことは明らかである。特に弁護士の場合にはその職務の遂行にあたって、国家権力の支えとか、国家機関の協力等を期待できず、ほとんど独力で国家権力に対する人権の擁護という困難な仕事に従事しなければならないところから、その労苦は

他の法曹二者のそれに到底比べようもない。にもかかわらず今日まで国選弁護人制度が破綻におちいることなく運営されてきたのは、一にかかって弁護士各自の犠牲的奉仕によるものであるが、このような現実、国の国選弁護制度運用についての憲法上の責務不履行というべきである。

4 法律扶助に関しては、当会は昭和4年に法律扶助委員会を設置し、全国に先駆けて無資力者に対する法律扶助事業を開始した。新憲法のもとでは、裁判を受ける権利が基本的人権として保障されたことにより、法律扶助も社会保障制度の一つとして位置付けられ、弁護士会には、刑事国選弁護とともに、無資力者に対する民事上の法律扶助事業を实践すべき義務が課せられることになった。

5 昭和27年に、財団法人法律扶助協会が発足した。日本弁護士連合会が設立者となり、基金100万円を拠出し、当会も、その運営のために80万円を負担した(一弁・二弁は各40万円)。

当初は、各弁護士会のほか、自由人権協会、財界、報道機関、社会事業団体、自治体などの協力を想定していたが、なかなか期待通りには進まなかった。また、法律扶助事業を全国に普及発展させるためには、全国各地に支部を設置しなければならないが、予算の関係から、本部(東京)の活動から開始せざるを得ず、ほとんどの扶助事件は東京に集中していた。その後も財源確保のために、国庫補助金の要請や協力団体等に対する働きかけを継続し、ようやく昭和39年に(復帰前の沖縄を除く)合計49の地方支部の設置が完了した。

ちょうどそのころ、日弁連会長が大蔵大臣と精神的に交渉し、前年度の5倍の予算獲得に成功し、国庫補助金が増額し、扶助申込件数・扶助決定件数も飛躍的に増大したのであった。